

住居表示を実施する区域（案）について

1 実施対象区域について

住居表示は、原則として市街地(市街化区域)につき実施することとされています。

【住居表示に関する法律 第3条第1項】

2 実施が困難な区域

(1) 市街化調整区域

市街化調整区域は、現段階で住居表示を実施すると、後の開発等によって住所の混乱を招く可能性があるため、実施しません。

ただし、新しい町の境界を分かりやすいものとするために必要がある場合は、一部「取り込み（市街化調整区域を実施区域に編入すること）」を検討します。

(2) 土地区画整理事業実施地区

市街化区域であっても、土地区画整理事業を行っている地区は、区画の整理に合わせて土地の地番も整然と振り替えており、住所の混乱が少ないため、実施しません（日向山地区、和泉地区）。

ただし、いずみ中央地区については、実施区域の分断を避けるために、今回の実施区域に含めます。

3 実施対象区域について

住居表示の実施に合わせ、適切な広さの町とするため、実施対象区域内に複数の新しい町を設置します。新しい町の検討にあたっては、まず、実施対象区域を複数の「エリア（同じ名称を冠する町の集合体）」に分けて検討します。エリア内は、「丁目」で分けた複数の町を設置する予定です。

【中田町の例】

中田町は、中田東、中田西、中田南、中田北の4つの「エリア」に分けられ、それぞれエリア内の新しい町に、「丁目」が付けられました。

※町名は「丁目」まで入ります。・・・「中田北一丁目」

4 実施対象区域の検討の流れ（案）

和泉町の住居表示は、複数年かけて実施するため、どのエリアから実施するかをあらかじめ決め、順次、町の境界（「丁目」の境）や、町名等詳細な検討を行います。

（１） 実施対象区域の分割（エリア分け）

実施対象区域を、大まかに４つのエリアに分割します。

- ・和泉町南東部エリア（下和泉住宅～環状４号線南部）
- ・立場駅西部エリア（立場駅～伊勢山小学校～泉が丘中学校）
- ・長後街道南部エリア
- ・長後街道北部エリア

（２） 第一次実施地区について

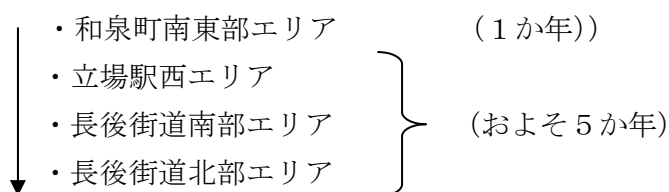
第一次実施地区は、和泉町南東部エリア（下和泉住宅～環状４号線南部）とします。

【和泉町南東部エリアから実施する理由】

- ・和泉町の分断を避けることができるため
- ・比較的町並みが成熟しているため
- ・「取り込み」の検討が少ないと考えられるため

（３） その他のエリアについて

立場駅西部エリア、長後街道南部エリア、長後街道北部エリアについては、今回の検討で実施の順番までを決めますが、町の境界（「丁目」の境）や町名等については、今後、検討することとします。実施の順は次のとおりを考えています。



※（）内は実施にかかる予定年数

地域にお住まいの方への周知と意見収集について

1 検討開始にあたっての周知について

和泉町における住居表示の検討開始をお知らせするとともに、住居表示に対する理解を深め、検討への参加の機会を設けることを目的に、チラシを配付します。

(1) 配付主体

横浜市

(2) 配付時期

平成23年1月下旬(予定)

(3) 内容

住居表示の制度、検討に至る経過、第2回検討委員会までの検討内容を踏まえた実施検討対象区域等

(4) 周知方法等

横浜市委託業者による全戸配付

(5) 質問や意見の取扱い

質問や意見には、原則として、事務局で対応します。

直接お住まいの方から検討委員あてにご意見が寄せられた場合は、検討委員会でのご報告をお願いします。

(6) 配付区域について

住居表示の実施が難しい区域も含まれているため、配付区域については、今回の検討委員会で検討します(自治会町内会単位で配付の可否を検討したいと考えています)。

(7) その他

今後は、検討委員会で新しい町の境界や名称の案が決定した段階で、横浜市から、必要な地区にチラシの全戸配付を行う予定です。

2 今後の検討経過の周知等について(案)

検討委員会の検討内容は、各連合自治会町内会定例会でご報告をお願いします。

また、特に検討経過の周知や検討案に対する意見収集等が必要な場合は、「検討委員会からのお知らせ(仮称)」チラシを作成し、班回覧等で周知します。

(1) 「お知らせ」配付主体

泉区和泉町住居表示検討委員会

(2) 配付時期

必要に応じて随時

(3) 内容

検討委員会の検討状況、意見収集が必要な課題等
(検討委員会でチラシの内容、配付時期等について検討した上で、事務局で案を作成し、会長の確認を受けて発行します。)

(4) 配付方法等

事務局にて「お知らせ」の必要数を印刷し、各連合自治会町内会の配付担当者あてにお送りします。各自治会町内会にて、回覧が必要な自治会町内会への配付をお願いします。

(5) 質問や意見の取扱い

質問や意見が寄せられた場合は、各単位自治会町内会でとりまとめていただき、検討委員会の席上でご報告をお願いします。

※住居表示制度に関する質問等は、随時、事務局で対応します。

(6) 回覧区域について

実施区域及びその周辺について、自治会町内会単位で回覧していただきたいと考えています。

各連合自治会町内会長さんには、「お知らせ」発行時に、回覧が必要な自治会町内会への回覧依頼をお願いします。

(7) その他

新町名を決める際のアンケート等については、実施の際、別途検討させていただきます。

3 今回の周知について

第2回検討委員会の検討経過について、連合自治会町内会定例会で報告をお願いします。班回覧については、1月にお住まいの方にチラシを配付予定のため、今回は行いません。

周知内容（案）

- (1) 和泉町の中で、市街化区域を中心に検討します。
- (2) 実施区域を大まかに4つのエリアに分け、6か年程度（予定）で実施します。
- (3) 和泉町南東部エリア（下和泉住宅から環状4号線南部）から検討します。
- (4) 1月下旬に住居表示の検討開始について、チラシを全戸配付予定です。
- (5) 第3回検討委員会では、和泉町南東部エリアの町の境界等について検討します。
- (6) 今後の検討経過のお知らせは、横浜市のホームページに掲載しますが、班回覧もお願いしたいので、その際にご協力をお願いします。

(案)

泉区和泉町で住居表示実施に向けて検討していきます

泉区和泉町にお住まいの方から、地番（土地の番号）による現在の住所が分かりにくい
ため、住居表示を実施してほしい、との要望がありました。

そこで、地域の皆様のご意見を伺いながら、住居表示の実施に向けて検討していきます。

1 住居表示とは

住居表示の目的は、住所のわかりにくさを解消し、市民生活の利便性を向上させる
ことです。そのために、住所の表示を、地番を使った表示から「建物に付けた番号」
により表示する方法に改めます。あわせて、一定の基準によって適切な大きさの町に
整理します。

住所の表示の仕方	現 在 (地 番)	泉区和泉町〇〇〇〇番地〇
	実施後 (住居表示)	泉区〇〇 (〇丁目) 〇〇番〇〇号
(参考) 泉区中田町 2705 番地	→	横浜市泉区中田北一丁目 9 番 14 号
		町名 街区番号 住居番号

2 住居表示検討委員会の設置

地域の皆様のご意見を伺いながら、実施する区域、新しい町の境界、町名等を検討
するため、「泉区和泉町住居表示検討委員会」が設置されました。

検討委員は、和泉町に関係する5つの連合地区の自治会町内会長、地域の各分野で
活動されている方、郵便局、警察、法務局の代表者の18名で構成されています。

3 検討経過の報告等について

泉区和泉町にお住まいの方や事業所を有する方は、検討委員会を傍聴することがで
きます。また、検討委員会の検討内容や資料は、横浜市ホームページに掲載します。

検討経過は、横浜市ホームページへの掲載のほか、自治会町内会を通しての回覧や
チラシ配付等によってお知らせします。ご意見やご質問のある方は、裏面記載の事務
局宛てに、郵送または電話、メール等でお知らせください

4 和泉町全体図

住居表示は、市街地（市街化区域）につき実施します。住居表示は、複数年かけて実施し、新しい複数の町が設定されます。そのため、町の境界や、町名等は、検討委員会を中心に皆様のご意見を伺いながら検討していきます。



〒231-0017

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示係
泉区和泉町住居表示検討委員会事務局

TEL 045(671)2310

FAX 045(664)5295

メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp